



島根県報

令和6年12月24日（火）

第 5 7 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
換地計画書の縦覧（4件）	（農 村 整 備 課）	2
知事管理漁獲可能量の変更	（水 産 課）	4
島根県指定金融機関等の名称等の一部改正	（会 計 課）	4

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	5
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	5

告 示

島根県告示第722号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年12月24日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
川上 興一	大田市川合町 川合字比之郷 1242番地1	訪問看護	川上医院	大田市川合町 川合字比之郷 1242番地1	令和6年10月22日
		介護予防訪問 看護			
		居宅療養管理 指導			
		介護予防居宅 療養管理指導			
社会福祉法人 ひ まわり福祉会	出雲市神西沖 町2479番地6	介護老人福祉 施設	特別養護老人ホー ム ひまわり園	出雲市神西沖 町2513番地8	令和6年7月10日

島根県告示第723号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年12月24日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社フジ	仁多郡奥出雲町三成 358番地6	居宅療養管理指 導	もみじ薬局	仁多郡奥出雲町 三成358番地6	令和6年9月 30日
		介護予防居宅療 養管理指導			
有限会社 小林 薬局	仁多郡奥出雲町横田 1193番地32	居宅療養管理指 導	小林薬局 藤ヶ 瀬店	仁多郡奥出雲町 横田1193番地32	令和6年9月 30日
		介護予防居宅療 養管理指導			

島根県告示第724号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたの

で、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年12月24日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
西谷上地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第725号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年12月24日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
野城地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

島根県告示第726号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年12月24日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
福光地区（1工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

島根県告示第727号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年12月24日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
雲南中央地区（下遠所工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第728号

くろまぐろ（小型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年12月24日

島根県知事 丸 山 達 也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量

令和6年3月26日 公表

令和6年6月3日 変更

令和6年11月22日 変更

令和6年12月17日 変更

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

123.8トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	39.8トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	82.7トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	1.0トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

34.2トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	33.3トン
島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業	0.0トン
島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業	0.0トン

島根県告示第729号

島根県指定金融機関等の名称等（平成16年島根県告示第67号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和6年12月24日

島根県知事 丸 山 達 也

第3号の表中

株式会社鳥取銀行
株式会社広島銀行

を

株式会社鳥取銀行

に改める。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年12月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年12月14日から令和7年2月21日まで
- 3 作業地域
松江市美保関町地内

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年12月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域
安来市大塚町字町後351番1の一部
面積 93.27平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市安来町878番地2
安来市長 田中 武夫